

独信基302令和2年度387号  
令和3年4月1日

林業・木材産業関係団体 各位

独立行政法人 農林漁業信用基金  
理事長 今井 敏  
(公印省略)

林業・木材産業災害復旧対策保証取扱要領の一部  
改正について

謹啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

当基金の林業信用保証業務につきましては平素より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当基金では、林野庁長官が指定する災害であるコロナウイルス感染症による影響を受けた林業者等に対する災害復旧等資金の融通を円滑に行うため、林業・木材産業災害復旧対策保証を令和4年3月31日まで受け付けることとし、「林業・木材産業災害復旧対策保証取扱要領」の一部を改正することといたしましたので、お知らせいたします。

なお、一部改正後の「林業・木材産業災害復旧対策保証取扱要領」は、当基金のホームページ (<https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/index.html>) に掲載しております。

敬白

## 林業・木材産業災害復旧対策保証取扱要領

平成 31 年 4 月 22 日独信基 302 平成 31 年度第 17 号  
変更：令和 2 年 3 月 16 日独信基 302 令和元年度第 385 号  
変更：令和 3 年 4 月 1 日独信基 302 令和 2 年度第 387 号

本要領は、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）が林業信用保証業務細則（平成 15 年 10 月 3 日独信基(303)平成 15 年第 0016 号）第 7 条第 1 項第 10 号に定める林野庁長官の指定する災害により被害を受けた林業者等の災害復旧等のために必要な資金に係る債務保証について必要な事項を定め、被害を受けた林業者等に対する災害復旧等資金の融通を円滑に行うことを目的とする。

### 1 保証申込受付期間

原則として、当該災害の発生した年度の翌年度末までとする。ただし、当該災害が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める政令（令和 2 年政令第 11 号）第 1 条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）による影響の場合は、令和 4 年 3 月 31 日までとする。

### 2 保証対象資金

次に掲げる資金のいずれかであって、林業信用保証業務細則第 5 条第 1 項各号に定める資金

- ① 林野庁長官の指定する災害により直接被害を受けた林業者・木材産業者（以下「被災林業者等」という。）の復旧及び資金繰り安定化のために必要な運転資金・設備資金
- ② 林野庁長官の指定する災害による主要取引先の被災などにより間接的に被害を受けた林業者・木材産業者（以下「間接被災者」という。）の資金繰り安定化のために必要な運転資金

### 3 保証要件、保証割合

#### (1) 自然災害等の場合（新型コロナウイルス感染症による影響以外の場合）

| 区 分                   | 被災林業者等  | 間接被災者   |
|-----------------------|---|---|
| 保証要件                  | 原則として、林野庁長官の指定する災害により、事業用資産等が被災した者。   | 原則として、被災した取引先に係る売上高等の合計が総売上高等の概ね 20 パーセント以上を占める事業者であって、当該災害の影響を受けた後、最近 1 か月間の売上高等が前年同月に比して概ね 20 パーセント以上減少しており、かつ、その後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が前年同期に比して概ね 20 パーセント以上減少することが見込まれること。 |
| 必要書類<br>(右の区分のうちいずれか) | <ul style="list-style-type: none"><li>・市区町村が発行する罹災(被災)証明書の写し</li><li>・様式保第 1 号の 7 による被災証明書</li><li>・その他信用基金が適当と認める市町村等が発行する被災証明</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・様式保第 1 号の 8 による被災証明書</li><li>・その他信用基金が適当と認める市町村等が発行する被災証明書等の写し</li></ul>   |

|      |                |                |
|------|----------------|----------------|
|      | 書等の写し          |                |
| 保証割合 | 原則 100 パーセント保証 | 原則 100 パーセント保証 |

(2) 新型コロナウイルス感染症による影響の場合

| 区分                    | 被災林業者等   | 間接被災者   |  |
|-----------------------|--|---|--|
| 保証要件                  | 新型コロナウイルス感染症に従業員が罹患する等の直接的な影響により被害を受けた者。   | 新型コロナウイルス感染症による影響を受けた後、最近1か月間の売上高等が前年同月に比して15パーセント以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15パーセント以上減少することが見込まれる者。 | 新型コロナウイルス感染症による影響を受けた後、最近1か月間の売上高等が前年同月に比して5パーセント以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して5パーセント以上減少することが見込まれる者。  |
| 必要書類<br>(右の区分のうちいずれか) | <ul style="list-style-type: none"> <li>様式保第1号の9による被害証明書</li> <li>その他信用基金が適当と認める市町村等が発行する被害を証明する書面等の写し</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>様式保第1号の9による被害証明書</li> <li>その他信用基金が適当と認める市町村等が発行する被害を証明する書面等の写し</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>様式保第1号の9による被害証明書</li> <li>その他信用基金が適当と認める市町村等が発行する被害を証明する書面等の写し</li> </ul> |
| 保証割合                  | 原則 100 パーセント保証   | 原則 100 パーセント保証  | 原則 80 パーセント保証  |

- 4 保証限度額  
8千万円とする。
- 5 保証期間  
設備資金 15年  
運転資金 5年（長期運転資金の場合は7年）  
原則として、更新を認めない。ただし、当該災害発生時に合理化計画で認定された資金については、当該認定期間内（最長5年）に限り短期更新申込みを行うことができる。
- 6 弁済方法  
一括弁済または分割弁済とする。ただし、長期資金は分割弁済とし、据置期間は運転資金・設備資金ともに2年以内とする。
- 7 貸付形式  
証書貸付または手形貸付とする。
- 8 保証の利用形態  
普通保証とする。
- 9 連帯保証人  
原則1名以上（組合、会社の場合は、代表者を含む。）とする。

10 物的担保

設備資金 原則として、融資対象物件を徴求する。

運転資金 原則として、利用者の財務状況等に応じて徴求する。

11 保証料

当初の貸付けから最長5年間免除することができる。

12 その他

この要領に定めのない事項については、信用基金の諸規程によるものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月22日から施行する。

附 則

この要領の変更は、令和2年3月16日から施行する。

附 則

この要領の変更は、令和3年4月1日から施行する。

(様式保第1号の7)

林業・木材産業災害復旧対策保証 被災証明申請書  
(被災林業者等用)

以下の記載内容について証明をお願い致します。

年 月 日

事業者名 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

1 災害名 \_\_\_\_\_

2 被災年月日 年 月 日

3 被害を受けた主な林業・木材産業関係資産

(1) 資産名 \_\_\_\_\_  
被災場所 \_\_\_\_\_  
被害状況 浸水、流失、滅失、損壊、その他 ( \_\_\_\_\_ )  
被害数量 \_\_\_\_\_

(2) 資産名 \_\_\_\_\_  
被災場所 \_\_\_\_\_  
被害状況 浸水、流失、滅失、損壊、その他 ( \_\_\_\_\_ )  
被害数量 \_\_\_\_\_

(3) 資産名 \_\_\_\_\_  
被災場所 \_\_\_\_\_  
被害状況 浸水、流失、滅失、損壊、その他 ( \_\_\_\_\_ )  
被害数量 \_\_\_\_\_

-----  
林業・木材産業災害復旧対策保証 被災証明書

年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金 殿

上記のとおり被害を受けたことを証明します。

ただし、上記に虚偽記載のある場合は、本証明を無効とします。

(各都道府県の森林管理署、森林組合、造林・育林、素材生産、木材・木製品製造等に係る中小企業等協同組合、同連合会など国内産木材取扱いに関連のある機関又は団体の長)

(印)

(様式保第1号の8)

林業・木材産業災害復旧対策保証 被害証明申請書  
(間接被災者用)

以下の記載内容について証明をお願い致します。

年 月 日

事業者名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ (印)

1 災害名 \_\_\_\_\_

2 取引事業者の被害について (取引事業者の被災証明書等の写し又は新聞記事・写真等の写しにより被害状況が明らかである場合は記入不要です。)

(1) 取引事業者名 \_\_\_\_\_

(2) 取引事業者住所 \_\_\_\_\_  
(電話番号) \_\_\_\_\_

(3) 取引事業主 (代表者名) \_\_\_\_\_

(4) 取引事業者の主な被害状況

① 資産名 \_\_\_\_\_

被災場所 \_\_\_\_\_

被害状況 浸水、流失、滅失、損壊、その他 ( \_\_\_\_\_ )

被害数量 \_\_\_\_\_

② 資産名 \_\_\_\_\_

被災場所 \_\_\_\_\_

被害状況 浸水、流失、滅失、損壊、その他 ( \_\_\_\_\_ )

被害数量 \_\_\_\_\_

③ 資産名 \_\_\_\_\_

被災場所 \_\_\_\_\_

被害状況 浸水、流失、滅失、損壊、その他 ( \_\_\_\_\_ )

被害数量 \_\_\_\_\_

3 上記2の被災事業者との取引依存度について（必ず記入して下さい。）

被災前の直近1か年間の総取引額等 (A) \_\_\_\_\_ 千円(m<sup>3</sup>)

上記(A)における被災事業者との取引額等 (B) \_\_\_\_\_ 千円(m<sup>3</sup>)

(B)

\_\_\_\_\_ × 100 = \_\_\_\_\_ %

(A)

その他被災事業者との取引状況について（生産チップの全量を納入していた等）

(注)取引額等とは、売上高、総受注額、年間総取扱量などをいう。

4 取引額等の減少率（(1)、(2)とも必ず記入して下さい。）

(1) 災害後借入申込前1か月（ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月から \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月まで）の  
取引額等 (C) \_\_\_\_\_ 千円(m<sup>3</sup>)

上記(C)に対する前年同期1か月（ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月から \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月  
まで）の取引額等 (D) \_\_\_\_\_ 千円(m<sup>3</sup>)

(D) - (C)

\_\_\_\_\_ × 100 = \_\_\_\_\_ %

(D)

(2) 上記1か月と借入申込後2か月を含む3か月（ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月から  
\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月まで）の取引額等の見込 (E) \_\_\_\_\_ 千円(m<sup>3</sup>)

上記(E)に対する前年同期3か月（ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月から \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月  
まで）の取引額等 (F) \_\_\_\_\_ 千円(m<sup>3</sup>)

(F) - (E)

\_\_\_\_\_ × 100 = \_\_\_\_\_ %

(F)

林業・木材産業災害復旧対策保証 被害証明書

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

独立行政法人農林漁業信用基金 殿

上記のとおり被害を受けたことを証明します。

ただし、上記に虚偽記載のある場合は、本証明を無効とします。

（各都道府県の森林管理署、森林組合、造林・育林、素材生産、木材・木製品製造等に係る中  
小企業等協同組合、同連合会など国内産木材取扱いに関連のある機関又は団体の長）

⑩

(様式保第1号の9)

林業・木材産業災害復旧対策保証 被害証明申請書  
(被災林業者等・間接被災者用) 該当するものを○で囲む

以下の記載内容について証明をお願い致します。

年 月 日

事業者名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ ④

1 災害名 新型コロナウイルス感染症による影響

2 被害期間 年 月 日 ~ 年 月 日

3 被害等の状況

上記災害により売上高等が減少した具体的な内容を記載すること。

( )

4. 最近3か月の売上高等

|     |                              |
|-----|------------------------------|
| 年 月 | 千円 (m <sup>3</sup> )         |
| 年 月 | 千円 (m <sup>3</sup> )         |
| 年 月 | 千円 (m <sup>3</sup> )         |
| 合 計 | 千円 (m <sup>3</sup> ) ・ ・ ・ ① |

5. 前年同期間の売上高等

|     |                              |
|-----|------------------------------|
| 年 月 | 千円 (m <sup>3</sup> )         |
| 年 月 | 千円 (m <sup>3</sup> )         |
| 年 月 | 千円 (m <sup>3</sup> )         |
| 合 計 | 千円 (m <sup>3</sup> ) ・ ・ ・ ② |

4. 売上高等の減少

② - ① = 千円 (m<sup>3</sup>) - 千円 (m<sup>3</sup>) = 千円 (m<sup>3</sup>) ・ ・ ・ ③



5. 減少率

$$\textcircled{3} / \textcircled{2} \times 100 = \quad \text{千円 (m}^3\text{)} / \quad \text{千円 (m}^3\text{)} \times 100 = \quad \%$$

小数点以下第2位以下切捨て

6. 添付資料

(上記の内容が確認できる資料を添付すること)

-----  
林業・木材産業災害復旧対策保証 被害証明書

年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金 殿

上記のとおり被害を受けたことを証明します。

ただし、上記に虚偽記載のある場合は、本証明を無効とします。

(各都道府県の森林組合、造林・育林、素材生産、木材・木製品製造等に係る中小企業等協同組合、同連合会など林業・木材産業に関連のある機関又は団体の長)

⑨

林業・木材産業災害復旧対策保証取扱要領の一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

| 改正後 |   | 現行                                      |          |
|-----|---|---|----------|
| 1   | <p>保証申込受付期間原則として、当該災害の発生した年度の翌年度末までとする。</p> <p><u>ただし、当該災害が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）による影響の場合は、令和4年3月31日までとする。</u></p> <p>(削る。)</p> <p><u>2 保証対象資金</u><br/><u>次に掲げる各号に定める資金</u></p> <p><u>第5条第1項各号であって、林業信用保証業務細則</u></p> <p>① 林野庁長官の指定する災害により直接被害を受けた林業旧<br/>者・木材産業者等（以下「被災林業者等」という。）の復旧<br/>及び資金繰り安定化のために必要な運転資金・設備資金<br/>② 林野庁長官の指定する災害による主要取引先の被災など<br/>により間接的に被害を受けた林業者・木材産業者（以下「間<br/>接被災者」という。）の資金繰り安定化のために必要な運<br/>転資金</p> | <p>保証申込受付期間原則として、当該災害の発生した年度の翌年度末迄。</p> | <p>1</p> |
| 2   | <p><u>保証要件、保証割合</u><br/><u>(1) 自然災害等の場合（新型コロナウイルス感染症による影響以外の場合）</u></p>   | <p>2</p>                                | <p>2</p> |
| 3   | <p><u>保証要件、保証割合</u><br/><u>(1) 自然災害等の場合（新型コロナウイルス感染症による影響以外の場合）</u></p>   | <p>2</p>                                | <p>2</p> |

|                              |   |  |   |
|------------------------------|---|--|---|
| 必要書類<br>(右のう<br>れ<br>い<br>か) | 市<br>区<br>の<br>様<br>式<br>に<br>よ<br>り<br>写<br>し<br>取<br>り<br>ま<br>す<br>。 | 保<br>証<br>割<br>合<br>原<br>則<br>100パーセント保証 | 年<br>同<br>月<br>に<br>比<br>し<br>て<br>概<br>ね<br>20パーセント以上減少し、かつ、その間の売上高が前年同月に比して20パーセント以上減少すること。 |
| 必要書類<br>(右のう<br>れ<br>い<br>か) | 市<br>区<br>の<br>様<br>式<br>に<br>よ<br>り<br>写<br>し<br>取<br>り<br>ま<br>す<br>。 | 保<br>証<br>割<br>合<br>原<br>則<br>100パーセント保証 | 年<br>同<br>月<br>に<br>比<br>し<br>て<br>概<br>ね<br>20パーセント以上減少し、かつ、その間の売上高が前年同月に比して20パーセント以上減少すること。 |
| 必要書類<br>(右のう<br>れ<br>い<br>か) | 市<br>区<br>の<br>様<br>式<br>に<br>よ<br>り<br>写<br>し<br>取<br>り<br>ま<br>す<br>。 | 保<br>証<br>割<br>合<br>原<br>則<br>100パーセント保証 | 年<br>同<br>月<br>に<br>比<br>し<br>て<br>概<br>ね<br>20パーセント以上減少し、かつ、その間の売上高が前年同月に比して20パーセント以上減少すること。 |
| 必要書類<br>(右のう<br>れ<br>い<br>か) | 市<br>区<br>の<br>様<br>式<br>に<br>よ<br>り<br>写<br>し<br>取<br>り<br>ま<br>す<br>。 | 保<br>証<br>割<br>合<br>原<br>則<br>100パーセント保証 | 年<br>同<br>月<br>に<br>比<br>し<br>て<br>概<br>ね<br>20パーセント以上減少し、かつ、その間の売上高が前年同月に比して20パーセント以上減少すること。 |

|                              |   |  |   |
|------------------------------|---|--|---|
| 必要書類<br>(右のう<br>れ<br>い<br>か) | 市<br>区<br>の<br>様<br>式<br>に<br>よ<br>り<br>写<br>し<br>取<br>り<br>ま<br>す<br>。 | 保<br>証<br>割<br>合<br>原<br>則<br>100パーセント保証 | 年<br>同<br>月<br>に<br>比<br>し<br>て<br>概<br>ね<br>20パーセント以上減少し、かつ、その間の売上高が前年同月に比して20パーセント以上減少すること。 |
| 必要書類<br>(右のう<br>れ<br>い<br>か) | 市<br>区<br>の<br>様<br>式<br>に<br>よ<br>り<br>写<br>し<br>取<br>り<br>ま<br>す<br>。 | 保<br>証<br>割<br>合<br>原<br>則<br>100パーセント保証 | 年<br>同<br>月<br>に<br>比<br>し<br>て<br>概<br>ね<br>20パーセント以上減少し、かつ、その間の売上高が前年同月に比して20パーセント以上減少すること。 |
| 必要書類<br>(右のう<br>れ<br>い<br>か) | 市<br>区<br>の<br>様<br>式<br>に<br>よ<br>り<br>写<br>し<br>取<br>り<br>ま<br>す<br>。 | 保<br>証<br>割<br>合<br>原<br>則<br>100パーセント保証 | 年<br>同<br>月<br>に<br>比<br>し<br>て<br>概<br>ね<br>20パーセント以上減少し、かつ、その間の売上高が前年同月に比して20パーセント以上減少すること。 |
| 必要書類<br>(右のう<br>れ<br>い<br>か) | 市<br>区<br>の<br>様<br>式<br>に<br>よ<br>り<br>写<br>し<br>取<br>り<br>ま<br>す<br>。 | 保<br>証<br>割<br>合<br>原<br>則<br>100パーセント保証 | 年<br>同<br>月<br>に<br>比<br>し<br>て<br>概<br>ね<br>20パーセント以上減少し、かつ、その間の売上高が前年同月に比して20パーセント以上減少すること。 |

(2) 新型コロナウイルス感染症による影響の場合

|      |                                      |                         |
|------|--------------------------------------|-------------------------|
| 区分   | 被災林業者等                               | 間接被災者                   |
| 保証要件 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者等による影響を受けた事業者等 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者等 |

(2) 新型コロナウイルス感染症による影響の場合

|      |                                      |                         |
|------|--------------------------------------|-------------------------|
| 区分   | 被災林業者等                               | 間接被災者                   |
| 保証要件 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者等による影響を受けた事業者等 | 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者等 |

|                                  |  |  |  |
|----------------------------------|--|--|--|
| 必要書類<br>(右の区<br>分のうち<br>いれ<br>か) | 第1号被害<br>保による<br>式に明書<br>様の9明<br>害証の<br>そが<br>金め<br>が害<br>書面<br>等<br>の<br>写<br>し | 第1号被害<br>保による<br>式に明書<br>様の9明<br>害証の<br>そが<br>金め<br>が害<br>書面<br>等<br>の<br>写<br>し | 第1号被害<br>保による<br>式に明書<br>様の9明<br>害証の<br>そが<br>金め<br>が害<br>書面<br>等<br>の<br>写<br>し |
| 保証割合                             | 原則100パーセント<br>上保証  | 原則100パーセント<br>上保証  | 原則80パーセント<br>上保証   |

|                                  |  |  |  |
|----------------------------------|--|--|--|
| 必要書類<br>(右の区<br>分のうち<br>いれ<br>か) | 第1号被害<br>保による<br>式に明書<br>様の9明<br>害証の<br>そが<br>金め<br>が害<br>書面<br>等<br>の<br>写<br>し | 第1号被害<br>保による<br>式に明書<br>様の9明<br>害証の<br>そが<br>金め<br>が害<br>書面<br>等<br>の<br>写<br>し | 第1号被害<br>保による<br>式に明書<br>様の9明<br>害証の<br>そが<br>金め<br>が害<br>書面<br>等<br>の<br>写<br>し |
| 保証割合                             | 原則100パーセント<br>上保証  | 原則100パーセント<br>上保証  | 原則80パーセント<br>上保証   |

4 保証限度額 8千円とす。

5 保証期間 15年 (長期運転資金の場合は7年)  
 保証額 5年 (長期運転資金の場合)  
 運転資金として、更新を認めない。ただし、当該災害発生時に合理化計画で認定された資金については、当該認定期間内(最長5年)に限り短期更新申込みを行うことができる。

6 方法 分割弁済または分割弁済  
 弁済一括弁済または分割弁済とす。ただし、長期資金は分割弁済とし、据置期間は運転資金・設備資金ともに2年以内とする。

7 貸付形式 貸付または手形貸付とす。

8 保証の利用形態 普通保証とす。

9 連帯保証人 原則1名以上 (組合、会社の場合を含む。) とす

3 保証限度額 8千円  
 別枠で

4 保証期間 15年 (理事長が資金の借入当初から特に必要と認められた場合は7年)  
 保証額 5年  
 運転資金として、更新を認めない。臨時保証扱いとする。原則として、当該災害発生時に合理化計画で認定された資金にたいしては、当該認定期間内(最長5年)に限り短期更新申込みを行うことができる。

5 方法 分割弁済又は分割弁済  
 弁済一括弁済又は分割弁済とす。据置期間は運転資金・設備資金ともに2年以内とする。

6 貸付形式 貸付または手形貸付

7 保証の利用形態 普通保証

8 連帯保証人 原則1名以上 (組合、会社の場合を含む。)

|   |  |
|---|--|
| <p><u>10</u> (略)</p> <p><u>11</u> 保証料<br/>当初の貸付けから最長5年間免除することができる。</p> <p><u>12</u> その他<br/>この要領に定めのない事項については、信用基金の諸規程によるものとする。</p> | <p><u>9</u> (略)</p> <p><u>10</u> 保証料率<br/>(1) 当該資金の保証料率については、当該災害による被災前の直近3年の財務諸表により算定した最終格付により決定することができる。</p> <p>(2) 当該資金の保証料については、当初保証開始時から最長5年間分を免除することができる。</p> <p><u>11</u> その他<br/>この要領に定めのない事項については、信用基金の諸規程によるものとする。</p> |
|---|--|

附 則  
この要領の変更は、令和3年4月1日から施行する。